

和歌山県公共工事入札監視委員会第47回定例会議 議事概要

開催日及び場所	平成25年5月30日(木) 13:15～ 和歌山県自治会館 304会議室	
出席委員氏名	田中昭彦(委員長) 山西陽裕(副委員長) 江海康子 木下正美 堀田祐三子 水城実	
審議対象期間	平成25年1月1日～平成25年3月31日	
抽出案件	総件数 2件	議事 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の設定の経緯等審議 ○意見交換会
一般競争入札	— 件	
条件付き 一般競争入札	2 件	
通常指名競争入札	— 件	
随意契約	— 件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議 の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【条件付き一般競争入札】 ○紀三井寺川河川整備工事</p> <p>1. A委員 予定価格の積算のため、3者に下見積を依頼し、うち2者から提出がなかった場合、未提出の2者に対し、その事情・理由の確認をしたか。</p> <p>2. A委員 見積を依頼して、提出の無かった業者はその事情・理由を確認されるとか、また他者に追加の見積依頼をしてほしいか。</p> <p>3. B委員 落札業者は、最初に当ポンプ設備を設置した業者か。</p> <p>4. C委員 営業譲渡を受けた会社は、設置した元の業者と、技術・施工能力において同等か。</p> <p>5. B委員 機械器具の場合、当初設置した業者がその後の工事も請け負うことが多いと思うが、競争性を高めるよう今後の課題とされたい。</p> <p>6. D委員 入札参加資格は、機械器具設置工事の特定建設業許可を必要とするが、配置技術者の資格は監理技術者か。</p>	<p>(発注機関：海草振興局建設部)</p> <p>1. 予定価格の積算のため、業者から下見積を徴取して予定価格とする方法は、特に定まったルールはなく発注機関に委ねられている。今回の案件については、3者に見積依頼したが、結果として1者しか見積書の提出がなかったため、1者の見積により歩掛りして予定価格を積算した。未提出の2者に対し、事情・理由の確認は行っていない。</p> <p>2. ご意見を参考に、検討したい。</p> <p>3. 当初に設置した業者は既に存在しないが、当該落札業者は設置業者から営業譲渡を受けたと聞いている。</p> <p>4. 営業譲渡を受けたという情報しか持ち合わせていない。</p> <p>5. 検討したい。</p> <p>6. 専門工事の発注ルールとして、入札公告では監理技術者(※)の配置を求めているので、主任技術者の場合は、実務経験10年以上の者で可。但し、契約金額2500万円以上は建設業法第26条により現場専任の技術者となる。 (※3000万円以上下請けに出す場合は必要)</p>

意見・質問	回 答
<p>【条件付き一般競争入札】 ○国道371号(仮称橋谷川橋上部その2)道路改良工事</p> <p>1. B委員 総合評価で価格逆転した案件か。</p> <p>2. B委員 3者を失格とした理由は何か。</p> <p>3. B委員 技術提案による評価点は、どんな仕組みで点をつけているのか。</p> <p>4. B委員 複数の技術提案をする方が点数が上がる傾向なのか。</p> <p>5. A委員 入札参加要件の県内業者 1,300 点以上、県外業者 1,100 点以上という差は、どのような考え方か。</p>	<p>(発注機関：伊都振興局建設部)</p> <p>1. 3者が失格した後、入札価格が5位の応札者が逆転により落札となっている。</p> <p>2. 3者とも調査基準価格以下で、特別重点調査対象となる低入札であった。失格理由としては、2者は低入札価格調査の資料を未提出、1者は資料は提出したが調査に入る前に辞退した。</p> <p>3. 外部委員による評価分科会において意見を聴取し点数を付けている。</p> <p>当案件は具体の技術提案に5点を配点、最大5件まで提案を受け、1件ごと審査し、不可0点、可0.5点、優1点の評価点をつけて合計する。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>4. ノウハウをいろいろ持っていれば複数提案出来る。県としては技術力の高いところに発注したい。</p> <p>5. 過去の事例から、同等と判断している。</p> <p>県外は、経営規模等評価審査による客観点数のみであり、県内は主観点数、地域貢献等の地方基準点数が加算されているため、県内業者の点数は上積みがあるということ。県内業者に対し条件を厳しくしているわけではない。</p> <p>【事務局説明】</p>

意見・質問	回 答
<p>6. C委員、E委員 失格した3者はともに近い金額で失格しており、低入札金額で落札可能でなかったか。調査に係る提出資料を簡略化出来ないか。</p>	<p>6. 3者とも特別重点調査の対象金額であり、下請けいじめ等、ダンピングの防止のためには、一つ一つ見積が適正か審査する必要があるため、口頭ではなく資料の提出は必要。資料提出をしないこと、また調査に入る前に辞退したことは、業者の方で審査に耐えられないと判断したものと推測する。</p>
<p>【意見交換会】 下記について意見交換を行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. 公共工事動向について2. 最近の入札参加資格停止の事例について3. 他府県の電子入札における談合について4. 和歌山県入札監視委員会の条例化について	